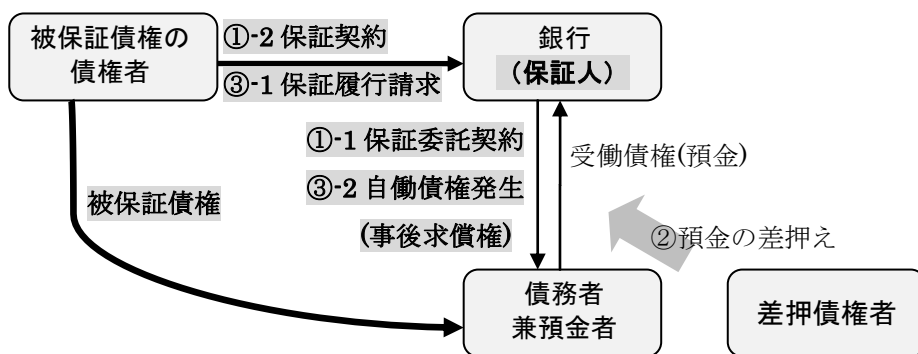


本書につき誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

該当箇所	誤	正
12 頁脚注 (2) 1 行目	『民法講義 I』187 頁参照	『民法講義 I【第3版】』187 頁 (有斐閣、2011 年) 参照
62 頁下から 7 行目	ついで A が有する解約金返還請求権を受働債務として	ついで A が有する解約金返還請求権を受働債権として
94 頁 A1. 6 行目	保証人が「事業資金に流用される	保証人が「借入人が当初から事業資金に使用する意図を有していた
96 頁脚注 (10)	平成 29 年 4 月 15 日	平成 29 年 4 月 25 日
99 頁脚注 (17)	〔中原利明委員発言〕	削除
151 頁【図 3】一番右の矢印の説明	譲渡人のみが供託金を還付請求できる	譲受人のみが供託金を還付請求できる
151 頁 1 行目	譲受人 C は相当の期間を定めて譲渡人 A に対して	譲受人 C は債務者 B に対し相当の期間を定めて譲渡人 A への
160 頁 5 行目	論を待たない	論を俟たない
174 頁下から 1 行目	下記 abc の	下記 abcd の
175 頁 8～9 行目	銀行 (後出) は、貸付金債権を自働債権・回収金引渡請求権 (預金払戻請求権) を受働債権	銀行は、貸付金債権または回収金引渡請求権を自働債権・預金払戻請求権を受働債権
185 頁 13～14 行目	つまり、質権者は、第三債務者に供託を働きかけることにより手続外での回収をはかることができる。	この場合、質権者は還付請求権に変換された更生担保権を有し、第三債務者は弁済義務から免れることになる。
185 頁脚注 (36) 2 行目	類推提起用可能性	類推適用可能性
203 頁 14 行目	譲受人	譲渡人
251 頁【ケース】	(次頁参照)	(次頁参照)
326 頁 Columu タイトル	電磁的書面	電磁的記録
333 頁脚注 (3)	於保不二雄＝奥田昌道編『新版注釈民法(4)総則(4)』60 頁〔太田武男〕(有斐閣、2015 年)	於保不二雄編『注釈民法(4)総則(4)』60 頁〔太田武男〕(有斐閣、1967 年)

※251 頁【ケース】の修正（網掛け部分および太線の矢印が修正箇所）

【ケース：委託を受けた保証により差押え後に取得した事後求償権を自働債権とする相殺】



【ケース：無委託保証により差押え後に取得した事後求償債権を自働債権とする相殺】

